水産多面的機能発揮対策交付金	
離島漁業再生支援交付金	
水産業強化対策整備交付金	
水産業強化対策推進交付金	
沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものを除く。）	
沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	
農業生産基盤整備事業費補助	
地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金を除く。）	
障害防止対策事業費補助金	
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）	
福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業及び農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものを除く。）	
東日本大震災復興推進事業費補助金	
農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものを除く。）	
林産物供給等振興地方公共団体事業費補助金	
水源林復興促進対策費補助金	
水産物加工・流通等対策地方公共団体事業費補助金	
共同利用漁船等復旧支援対策費補助金	
共同利用小型漁船建造費補助金	
漁場等復旧支援対策費補助金	
水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金	
養殖施設災害復旧事業費補助金	
農業・食品産業強化対策推進交付金	
農地・水保全管理支払交付金	
林業振興整備費補助金	
水産試験研究拠点整備費補助金	
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助	
除塩事業費補助	
農業生産基盤整備事業調査費補助	

を

「漁港施設災害復旧事業費補助	
防災対策推進農山漁村地域整備交付金	
防災対策推進海岸保全施設整備事業費補助	
防災対策推進水産物供給基盤整備事業費補助	
防災対策推進水産資源環境整備事業費補助	
地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」	

「漁港施設災害復旧事業費補助」に、「水産基盤整備事業費補助」を「水産基盤整備事業費補助　地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金に限る。）」に、「福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）」を「福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）」に改める。

別表の三の項補助金等の名称の欄を次のように改める。

食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	
林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	
農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものに限る。）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十七年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　農林水産大臣　森山　**裕**

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一号を加える。

四　水田活用直接支払交付金

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百三号）の施行に伴い、並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十一条第三項、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十八条第二項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　農林水産大臣　森山　**裕**

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十九人」を「二十六人」に改める。